

裁決書

審査請求人が令和3年2月4日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和3年1月30日までに、審査請求人が第二希望とする保育園の入所承諾に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、令和3年2月4日、和光市長に対し、本件処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求の趣旨では、第二希望とする保育園への入所が決定したことについて審査請求をしたい旨を主張しているが、審査請求人の求める裁決の結論が記載されていない。

審査請求の理由では、本件処分における選考の点数以外の調整について選考基準の明示がなく不明であるためその開示を望むとともに、選考の適正性について審査請求をしたい旨を主張しているが、審査請求の対象となる処分が違法又は不当である旨の主張はない。

理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書において、審査請求に係る処分の内容、審査請求の趣旨、審査請求の理由及び処分庁の教示の有無及びその内容に不備があることにより、審査請求を不適法なものとして、令和3年2月10日に、審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月16日

審査庁 和光市長 松本 武洋

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。